

財務省告示第七十九号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年二月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	実行日	消却日	額の総額	額の総額
		買入	消却	の総額	の総額
年債利付国庫券（十庫）	第三十二百四回	平成二年二月二十八日		六百万円	百円
〃	第四十二百二回	〃		二百万円	百円
合計				八百万円	